

令和7年度第1回子ども育成推進委員会会議録

日 時：令和7年6月19日（木）午後3時00分から午後5時10分まで

場 所：本庁舎4階大会議室

出席者：子ども育成推進委員8人、健康こどもみらい部次長、こども育成課長、
こども政策係長、こども政策係担当者

傍聴者：なし

委員10人中8人出席（過半数）により会議は成立。

会議の経過は次のとおり。

1 開会

こども育成課長

2 委嘱式

山口市長から委嘱状交付及び挨拶

3 委員の紹介

委員及び事務局自己紹介

4 委員長及び職務代理の選出について

委員会規則第5条に基づき、委員長に山本聡委員、職務代理に宮田幸紀委員を選出。

5 案件

(1) あつぎ子ども未来プランについて

ア 令和6年度個別事業実施結果について
事務局から資料に基づき説明

【質疑等】

委 員：部活動振興交付金交付事業についてですが、交付金は13校に対して337万7000円なので、1校当たり30万円弱です。生徒数に合わせて配分しているのではないかとはいえますが、吹奏楽部などでは楽器代はかなりの金額となります。事業目的には、保護者の負担軽減を図るとありますが、この金額では足りないと思う。

事務局：担当課（教育指導課）に意見として伝えさせていただく。

委 員：児童館利用開放についてですが、指標（児童館平日午前中利用者数）がこどもの数が減少しているのに対し、一定であり、結果として達成率が低くなっている。指標を厳しく設定しすぎたのではないかと。

事務局：指標については、実数ではなく利用率等を用いることを検討する。

委 員：歩道整備事業についてですが、歩行者と自転車の区分けができていない道路が多い。今後もしっかりやってほしい。

事務局：担当課（交通混雑対策課）に意見として伝えさせていただく。

イ 子ども・子育て支援事業計画実績報告について

事務局から資料に基づき説明

【質疑等】

委員：保育の現場においては、余裕のあるクラスと応募が多いクラスで偏りがあるため、苦慮している。また、保育士の確保が大変で、保育士が足りないため、預かりたいが預かれないという現状がある。

委員長：保育所から幼稚園に移るこどもはどれ位いるか。

委員：習い事の希望がある家庭が移ることがあり、毎年一定数はいる。

委員長：保育士不足は全国的な問題ですが、厚木市でも保育士確保に向けて色々取り組んでいるようですので、市内で保育士資格をお持ちで、働いていない方も多くいらっしゃると思うので、今後に期待したい。

(2) 厚木市子ども・若者みらい計画令和7年度個別事業について

事務局から資料に基づき説明

【質疑等】

委員長：今年度から始まった「厚木市子ども・若者みらい計画」には旧計画から引き継がれた個別事業が多くあると思いますが、新たに加わった事業はどのようなものがあるか。特徴的なものはなにか。

事務局：旧計画が子育て支援施策が中心であったのに対し、新たな計画では、こども・若者についての施策が加わっているため、人権啓発に関する施策、妊娠期から出産後の母子それぞれに対する支援施策、こどもの居場所づくりに関する施策、教育支援に関する施策、また、こどもの教育等に関わる方への施策等が加わっている。

委員：厚木市子ども・若者みらい計画の冊子に記載されているこども・若者の意向調査（P.20）から、意見や気持ちを聞いてほしいというこどもの割合が高いことが伺える。市としてこどもの相談等を受けるような事業はどうなっているか。

事務局：居場所づくり等を進める中で併せて検討を進めていきたい。

委員：自治会活動の中で、個人情報保護法が施行されてから、非常に活動が難しくなってきた。自治会として行政に協力したくても、個人情報保護法が壁となることが多く苦慮している。

委員長：個人情報保護法は本来、個人情報保護と個人情報の有効活用のセットであるが、現状では個人情報保護に偏っていると思う。なかなか難しい問題であるが、組織対組織ではなく、人同士がつながることで、信頼関係ができて、改善が見込めるのではないか。

委員：過去には子供会が地域の情報や各家庭の情報を繋ぐ役割をはたしていたが、近年では子供会が衰退しているのも原因ではないか。

委員：小学校高学年になると、親が子供会役員をやりたいがらないために、辞めてしまうこどもが多い。また、土日等も多くのこどもがサッカーや野球を習っているから、地域にこどもが居ない。

委員：こども自身も家で遊ぶこどもが増えているため、こども同士のつながりも昔と比べると薄くなってきている。

(3) 厚木市子ども育成条例について

事務局から説明

【質疑等】

委員長：平成24年に全国的にも早い施行でありましたが、こども基本法、こども大綱、厚木市こども・若者みらい計画との重複でそれほど重要性がないのでは、という考えと、こども施策をしっかりと進めていくために、これを残しておきたいという考え方もある。

委員：法と条例の重複等、条例自体の廃止とのことであるが、条例が定めている市の責務については、どうなるのか。

事務局：こども基本法で定められていることから、問題ないものとする。

委員：こどもの権利については、自治基本条例でも定められています。

委員長：一般財団法人地方自治研究機構では自治体のこどもに関する条例が年度別に記載されていて、厚木市も記載されています。象徴的な意味合いで条例を残すということも検討できるのではないかと。

委員：条例を廃止することで、厚木市の子育て施策等が縮小するような懸念はないか。

事務局：計画にも記載されているとおり、今後も問題なく推進していく。

委員：条例を廃止した場合、厚木市として考え方が国の進める方向とずれが出てきた際に、厚木市としての理念をどうするのか、といったことも含めて検討いただきたい。

6 その他

事務局から年間会議の開催予定等について説明

7 閉会

山本委員長挨拶

以上